

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十六年埼玉県告示第千三百二十号で告示した幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

杉戸町

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画下水道事業杉戸公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年九月一日から平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分  
変更なし

(二) 使用の部分

昭和五十六年埼玉県告示第千三百二十号、昭和五十八年埼玉県告示第千二百四十一号、昭和六十年埼玉県告示第千六百十号、平成二年埼玉県告示第九百八十号、平成六年埼玉県告示第千四百二十二号、平成七年埼玉県告示第八百三十二号、平成十二年埼玉県告示第三百七十四号、平成十三年埼玉県告示第五十一号、平成十五年埼玉県告示第七百四十一号、平成十九年埼玉県告示第三百七十三号、平成二十三年埼玉県告示第四十号、平成二十四年埼玉県告示第四百三十号、平成二十七年埼玉県告示第千三百十号の事業地のうち、杉戸町大字下高野字万願寺地内において事業地を変更する。

(2) 雨水

(一) 収用の部分  
変更なし

(二) 使用の部分  
変更なし